

東弁19司調第218号
2007（平成19）年10月30日

司法試験委員会 御中

東京弁護士会

会長・法曹養成センター委員長

下河邊 和彦

法曹養成センター

委員長代行 川合 善明



第2回新司法試験に関する意見交換会の反訳のご送付について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当会法曹養成センターでは、本年7月10日に標記意見交換会を開催し、参加者から貴重なご意見を多数いただくことができました。

そこで、当日の発言を録音し、参加者のご協力を得て、別添の反訳資料を作成いたしました。

つきましては、貴委員会のご参考に供するためご送付させていただきますので、よろしくご査収くださいますようお願い申し上げます。

[この件に関する問合せ先]

東京弁護士会 司法調査課 繁山

TEL 03-3581-2207 FAX 03-3581-0865 メール shigeyama@toben.or.jp

第2回 新司法試験に関する意見交換会 反訳

日 時：2007年7月10日（火）午後5時30分～8時30分
場 所：弁護士会館 2階講堂 クレオA（千代田区霞が関1-1-3）
主 催：東京弁護士会 法曹養成センター

(山口) それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、皆様お忙しいところ、私どもの東京弁護士会法曹養成センターの新司法試験に関する意見交換会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。最初に主催者を代表いたしまして、伊井副会長からごあいさつ申し上げます。

(伊井) 東京弁護士会法曹養成センターの担当の、副会長の伊井でございます。本日、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。本来なら会長が冒頭でごあいさつすべきところですが、今、ちょっと別の会合に出ておりました、そちらが終わり次第こちらに駆けつけると申しておりましたので、最後にごあいさつさせていただきます。

第2回目の新司法試験の合格者である新61期が今年の秋に入ってまいりますけれども、いよいよこの新司法試験について評価されるときが来ているなというふうに感じております。特に、このロースクールにおいて教えられていることと、この新しい試験がどういう形できちんとできているのかどうか、こういうところも弁護士会としては非常に関心が高いところでございます。今日は、忌憚のないご意見を聞かせていただいて、ぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(山口) 座ったまま失礼いたします。本日の進行について概略を先にご説明いたします。まず最初に、今回、東京弁護士会で取りましたアンケートの結果と分析の概要をご説明しまして、その後に公法系、民事系、そして刑事系の順序で、短答式、論文式という順序で皆さんでご議論いただきます。それから、あとは選択科目、それから試験実施上のさまざまな問題点などについて、順にご議論いただくような形を考えております。各系についてざっと30分程度を想定しております。まだ室内は暑いですので、上着などをお取りになって、皆様でざっくばらんなご議論をしていただければと思います。

それから、机の上に軽食をご用意いたしておりますので、会議中随时お召し上がりいただければと思います。それでは、まず最初に、今日、ご出席いただきました皆様それぞれ自己紹介を願えればと思います。順に、お名前とご所属と担当科目で結構でございますので、お願いいたします。それでは、私から便宜順にごあいさついたします。私は、この東弁の法曹養成センターの事務局長をいたしております、山口と申します。大学は筑波大学でリーガルクリニックを担当しております。よろしく願いいたします。

(結城) 法曹養成センターの結城でございます。昨年に引き続きまして、刑事関係科目につきましてのアンケート結果の分析について、多少ご説明させていただきたいと思っております。

(栗林) 同じく、法曹養成センターの副委員長の栗林と申します。私は、やはり同じ

く公法系と民事系を担当させていただきます。私は慶應大学の非常勤講師で民事系を担当しております。

(山崎) 法曹養成センターの副委員長をしております山崎雄一郎と申します。後ほど、アンケートの結果と分析の概要をご説明させていただきます。法科大学院では、明治大学の法科大学院で民事訴訟法のゼミなどを担当しております。年間、先ほどちょっと都合がありまして勘定しましたら100コマほどの講義を持っております。

(大橋) 第一東京弁護士会の大橋でございます。昨年まで日弁連の法曹養成センターの委員長をしておりましたが、今年は退任いたしまして、最高裁の司法修習委員会の委員をしております。

(永石) 東京弁護士会の永石一郎でございます。本年3月まで一橋大学法科大学院の特任教授(民事法務基礎・模擬裁判・法曹倫理)と明治大学法科大学院の非常勤講師(倒産法)を勤めておりましたが、解放されて数ヶ月、現在は本当に体調万全ですので、こんなに授業のストレスが大きかったのかと、今更ながら驚いております。それゆえ、現在も教員を勤めておられる先生方は誠にご苦労さまでございます。本日はよろしく願いいたします。

(宮城) 沖縄弁護士会の宮城と申します。琉球大学で民事系の実務科目を担当しています。よろしくお願いいたします。

(楢川) 神奈川大学法科大学院の楢川と申します。担当は商法でございます。

(河辺) 河辺と申します。この4月から桐蔭横浜大学法科大学院で刑事系統を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

(金子) 同志社大学の金子と申します。公法、行政法を担当しています。どうぞよろしくお願いいたします。

(石森) 福岡の西南学院大学の石森でございます。今の金子先生と同じ行政法を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(甲斐) 日本大学の甲斐と申します。憲法を担当しております。

(古野) 桐蔭横浜大学の古野と申しますが、憲法を担当しております。

(猪股) 桐蔭横浜大学の法科大学院で民事訴訟法などを担当しております、猪股と申します。

(千種) 私も桐蔭横浜大学でございまして、今日はたくさんお邪魔しております。よろしく申し上げます。私は千種と申しまして、法曹倫理を担当しています。

(米澤) 大東文化大学の米澤と申します。刑事系統と法曹倫理、模擬裁判を担当しております。

(太田) 東京弁護士会の太田と申します。中央大学で民事訴訟実務と環境法、リーガルクリニックを担当しております。

(加藤) 東京弁護士会の加藤と申します。日本大学法科大学院の刑事系を専任で行っております。よろしく申し上げます。

(三浦) 岡山大学で商法を担当しております三浦と申します。よろしく申し上げます。

(後藤) 千葉大学法科大学院で少年法を担当しております、後藤でございます。よろしく申し上げます。

(石川) 東京弁護士会の石川雅巳でございます。非常勤で筑波大学の刑事系の科目を担当しております。よろしく申し上げます。

(右崎) 獨協大学で憲法を担当しております、右崎と申します。よろしく申し上げます。

(周) 獨協大学の周です。商法、会社法を担当しております。よろしく申し上げます。

(横山) 法曹養成センターの弁護士の横山です。亜細亜大学にも属しています。どうぞよろしく申し上げます。

(小瀬) 法曹養成センターの委員をしております、弁護士の小瀬と申します。よろしく申し上げます。

(荒井) 東京弁護士会、法曹養成センターの委員の荒井洋一と申します。よろしくお

願います。

(島田) 東京弁護士会の島田と申します。創価大学の法科大学院で環境法を教えています。

(寺下) 東京弁護士会の寺下です。中央大学で経済法の関連科目を担当しております。よろしく願います。

(山口) すみません。おいでいただいたばかりで恐縮なのですが、皆様に自己紹介をいただいておりますので。

(竹内) すみません、田島純蔵弁護士の代理で来ました、東弁所属の竹内と申します。よろしく願います。

(前田) 東京弁護士会の前田と申します、よろしく願いたします。

(山口) これで、皆様一応ひとわりご紹介いただきましたので、内容に入っていきます。まず、初めに今回のアンケート結果と分析の概要について、当センターの山崎雄一郎副委員長からご紹介をお願いいたします。

(山崎) それでは、お手元に配布してあります封筒の中の資料から、アンケートの集計結果を出していただきまして、それに基づいて概要をご説明したいと思います。まだ集計から間がないということで、詳細なところはまだこちらでも分析しきれていないんですが、ざっと見たところで目立った部分、あるいは全体的な傾向について触れていきたいと思ひます。

まず、アンケートの集計の仕方について形式的な部分からご説明をいたしますと、開いていただきまして、1ページ目から4ページ目までございますが、このようなアンケートのフォームを作成いたしました。これは昨年度とまったく同じ内容で、若干、未修者の方についてはどういう経歴だったのかということを書きいただくようにフォームを作成しておりますが、それ以外は昨年と同様の状態で配布をいたしました。

配布の仕方につきましては、7ページをご覧ください。冒頭の方、全体の集計結果の概要が書いてございますが、アンケートは今年の試験が終了しました直後の5月18日、21日ごろに発送いたしました。配布の仕方といたしましては、東京弁護士会のこの法曹養成センターで作成しているメーリングリスト、それから日本弁護士連合会で作成している法科大学院教員向けのメーリングリストで配信をし、併せて当会のホームページに掲載いたしました。それから各法科大学院や各单位弁護士会を通じまして、実務家の

教員の方々あるいは各法科大学院に所属の研究者の先生方を通じまして、今年の卒業生、あるいは昨年度の卒業生の手元に渡るようにご依頼をいたしまして、配布をいたしました。

その結果、アンケートの回収数としましては 322 通、内訳としまして未修者の方から 169 通、既修者の 1 回目の方からは 115 通、既修者で 2 回目の受験という方は 35 通、不明の方が 3 名という形の回収の結果となっております。全体的な傾向で読み取れるものとして、中身の質問事項としましては、短答式についての部分とそれから論文式についての部分と分けて回答を求めています。まず、短答式のところで特徴的なものが、9 ページをご覧くださいますと、問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについてという問いに対する回答が、ほかの部分に比べますと大幅に超えている、もしくは少し超えているというふうに回答している方が比較的多いというふうに分析できるかと思えます。特に、公法系について顕著に法科大学院の教育内容を超えているというふうに考えている方が多かったように思います。10 ページ以降が論文式試験の回答なんです、こちらにつきましては比較的、法科大学院の教育との関係で言えばどちらかというと高評価という結果になっているかと思えます。

このアンケート全体に関しての内容が前半部分になっておりまして、それ以外のところで 51 ページ以降がその属性別、未修者か既修者の 2 回目か 1 回目かによって個別に集計をした部分でございます。ここの関係で少し特徴的なものが、既修者の 1 回目の方の集計で、63 ページをご覧くださいますと、全体的な傾向としては論文式試験についての意見ということで、その C のところの質問ですが、問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについてで、この既修者 1 回目の方の回答を見ると、63 ページの下の方で、公法系で見ますと、少し超えていると大幅に超えているを併せますと過半数という傾向が見て取れるのですが、逆に未修者の方の同じ回答の部分、ページで申し上げますと 55 ページのところを見ますと、問題内容の範囲が法科大学院の教育内容と合致しているかについては、特段大幅に超えていないし、特段少し超えているという結果のパーセンテージの合計は過半数までは至っていないということで、ちょっと特徴的な傾向が読み取れるかと思えます。

また、既修の 2 回目の方の同じ設問で見ますと、71 ページです。こちら、むしろ未修者の方と同様に大幅に超えている、少し超えているというパーセンテージはあまり多くないという結果になっております。ここが一番顕著に出ているところではあります、わりと既修の 1 回目のところでそれ以外の属性の方と違う傾向が若干読み取れるかなという感じを受けております。

それから、書き込み式で文章で回答をしていただいた部分の中で特徴的な回答をご紹介しますと、20 ページ以降をご覧くださいませでしょうか。まず、論文試験全般のところですが、全体的な傾向として回答者の印象ということで回答してもらっていますので、同じ項目でも相矛盾する回答が出ているところがわりと散見されるかなという

のが今年の特徴ではないかというふうに思います。例えば、その20ページの論文試験全般の最初の回答のところで、問題の難易度等適切な問題だったと思うが、やや論点主義的かという書き方をしています。この回答をした方の印象としては、論点として想定されているところがその通り正面から聞かれたのかなと、そういう印象を持たれたのかなというふうに思われるのですが。逆に、その20ページの下から2つ目を見ますと、こんなところは出ないだろうというところが出たので面食らったという回答をしている方もいらっしゃいました。

21 ページのところで、分類から漏れたその他のところですが、1行目を見ますと、あんな感じでいいのではという回答がありまして。その下から3行目を見ますと、未修者の方の回答で、書いていて楽しかったというようなことも出ています。その下から9個目ぐらいのところは既修者の1回目の方の回答で、設問の誘導がむしろ回答しづらくさせているという回答をしている方もいます。ほかで見ても、設問の設定の仕方が難しいというような回答をしている方もいました。これはまた後で議論になるかと思いますが、そういう特徴が出ているかと思います。

22 ページを見ていただきますと、ここから法科大学院の授業との兼ね合いでの回答が増えてくるんですが、一番下の項目で試験対策、(答案練習・課題を減らす・自習時間の確保)が必要という項目のところをざっと見ていきますと、やはり答案を書く機会、練習がもっと必要ではないかという指摘をする方が非常に多いということが読み取れるかと思います。24 ページのところを見ていただきましても、項目としては別立てにしてありまして、授業の内容・カリキュラム等についての意見という集約の仕方になっていますが、内容的なところを見ますと、現在の授業でじっくり研究をするというよりは、時間内にやるとか試験対策的な方向性をもっと強くしてほしいというような指摘がわりとよく見られているところかと思います。

逆に、26 ページの方に行っていただきまして、試験と法科大学院教育のギャップに関する意見というのが真ん中のパラグラフでございますが、そのパラグラフの下から2つ目の意見が逆の方向性に行っているかと思いますが、ロースクールの授業は新司法試験に関係のないことばかりやっていると置いていたがそうではなかったと。試験問題を作る側もロースクールの授業を意識して問題を作っているのだなというふうに感じたというような意見を漏らしているところも、ちょっと特徴として読み取れるかと思います。

それから、試験全体の話としましては、34 ページ以降で論文式試験の形式等に関する意見を集約しているんですが、論文の問題の誘導の仕方であるとか形式面で分かりにくかったと。これは私が直接学生から聞く限りでは、刑法についてはまた顕著だったということが出ているようですが、そういう意見を述べている人が多かったように思います。

それから、あと、施設面に関して昨年非常に苦情が多かったんですが、それに関連しては46ページのところで、大阪と東京で受験した方が確率的には多く回答を寄せているんですけども、ちょっとこれもまた矛盾した回答がありまして、同じ会場であっても教室によって対応がどうも異なったようで、昨年に比べると非常によかったという感想を述べている人もいれば、杓子定規で便宜を図ってくれなかったというような回答を述べる一方で、逆に、監督官がきちんと監督していないために、試験時間が始まるぎりぎりまで教科書などを読んでいる者がいたのに注意をされなかったというような感想を述べている人もいました。これは、同じ会場でもやはり教室によってだいぶ対応がばらばらになってしまったのかなというふうに思われます。

それから、ご案内のように、試験問題そのものについて問題があったのではないかという回答を述べている人も多く見られているのが、今年の非常に大きな特徴ではないかというふうに思われます。概要はだいたいそんなところ、取りあえずこの時間では申し上げておくにとどめたいと思います。

(山口) 以上につきまして、内容については各科目別に順次ご議論いただきますけれども、全般的なことで何かご質問とかご意見とかがありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。では、特にないようでしたら、順次内容の方に入っていきたいと思えます。まず最初に、公法系についてということで、栗林副委員長から概略、ご報告をお願いいたします。

(栗林) それでは、アンケートで出された意見を紹介して、皆様のご意見を伺うということにしたいと思えます。まず、ちょっと公法系に入る前に全体として、今のお話と多少重なりますが、やはり択一は難しかったと、特に未修の方にとっては非常に難しく、さらに特に純粋未修で社会人としてその後初めて法律を学ばれた方にとっては、年齢的なものもあってこれを一気に覚えるというのは非常につらい、判例六法を見れば分かることをなぜ覚えなくてはいけないのかというような意見が、特徴的なものとしてあったと思えます。それに対して、論文に関しては去年に比べて未修者を意識したと思われるような、誘導というのか示唆をしたような内容の問題であったというような意見がありました。

それでは、公法系のまず短答式については、特に憲法に関する特徴的な意見として、難しいというよりも首をひねるというような内容です。憲法は1から20までが憲法に当たるわけなのですが、かなり癖がある問題であったというような意見がありました。特に、問13なのですけれども、9条を聞いている問題でして、その中で政府見解を聞いているというものが、かなり特徴があるのではないかなと思うのです。政府見解まで覚えなければいけないのか、そういう意見が上がっていました。それに対して、行政法の分野に関しては、比較的憲法よりも思考を試すものでよかったというような意見があ

ったように思います。

内容的なところはそういうことなのですが、公法の場合、解答の仕方、形式の問題についてかなり意見がありました。その公法の択一の短答式試験問題集の最後についている配点をちょっと見ていただくとお分かりになるかと思うのですが、例えば1問目は4つ解答ができていて3点だけれども、3つできていて1点という、こういうような部分点の付け方になっています。

これは、民法の場合は比較的比例的な部分点の付け方をしているのですが、公法系の場合に完全正解を求めるといような傾向があって、これは第1回目のヒアリングのときにそれが不評だったといような意見が考査委員の方から出ていたのに、今年もこのようになっていといような多少批判的な意見がかなりあったかと思ひます。といところが、だいたい公法の択一の個別の意見といことです。

それでは、次に、先に論文式の方なんですけれども。論文式は、ごく簡単に憲法とそれから行政法の問題の内容についてメモを書きましたので、簡単ですのでちょっと読ませていただきますと、第1問目の憲法は、オウム的事件を意識したよな問題なのですが、爆弾テロ事件を起こしたA教団の元幹部が新たに結成したB教団は、同教団の信者の1人が所有するC市の土地に教団の本部施設を建設しようとしたところ、同施設建設は都市計画法で知事の許可を要する大規模開発事業に該当すると同時に、市の条例で市長の許可を要する開発事業計画に該当したと。同施設建設は、都市計画法の許可要件は満たすものの市条例の要求する周辺住民の同意が得られず、市長はB教団の開発事業計画を不許可とする処分をした。B教団はC市に対し当該不許可処分の取り消しを求める訴えを提起したといことで。設問1は、B教団の訴訟代理人として憲法上の主張を述べよと。設問の2は、市側の反論を想定した上で、憲法上の諸問題を検討し、あなたの見解を述べよとい、こいう、非常に要約して言ひますとこいうよな問題でした。

受験生の意見は、あまり意見は多く見られなかったのですが、これはわりと良問であるといことでした。ただし、1で憲法上の主張を述べてまた2で自分の意見を述べるといことについて、憲法上の見解をどういふふうに分けて書いたらいいかといことで戸惑ったといよな趣旨の意見がありました。それが第1問目の憲法に関するものです。

それから、第2問目に関しましては、これも読ませていただきますと、留学の在留資格で在留中の外国人である大学4年生のAは、資格外の活動許可を受けて、許可されていない風俗営業の店で働きながら大学に通い、卒業必要単位取得までわずかといところで店が摘発され、入国警備官の調査を受けた結果、退去強制事由に該当するとして収容所に収容された。その後、入国審査官の認定、特別審査官による判定、地方入国管理局長による採決を経て、主任審査官により退去強制令書の発布、同令書の執行によりAは入国収容所、入国管理センターに収容されたと。

設問1の(1)が、収容の継続、送還を阻止するためにどのような法的手続きを取るべきか。要件を中心に書きなさいということ、(2)は、認定と採決いずれを対象として取り消し訴訟を提起すべきか。設問の2が、この設問1についての実体法上の主張を述べなさいというわけなのですけれども。この公法の問題に関しましては、配布された公法の論文式のところを見ていただくと分かるのですけれども、11ページ目に、かなり、Aさんの案件についてどういうふうにするかということについての若手の弁護士Cとそのボス弁Bの会話がずっとあります。

これについて受験生の意見では、誘導、ヒントが多過ぎて、どこまでを前提にしていいのか、何を書いているのかが分からない、これは未修者を受からせようという意図を感じるという趣旨の個別意見が多くありました。というところが行政法の内容に関する、行政法および憲法に関する個別の意見ということでございます。

(山口) ただいまのが公法系の問題に関する短答式、論文式に関する当センターの分析のご紹介ということなんですが。短答からでも論文からでも結構なんですが、公法系の問題に関してご意見を承りたいと思います。では、まず短答式についてどなたか、ご意見はございますでしょうか。先ほどの、例えば4つの問いに答えて3点が付くというような、出題形式に関しては毎回議論にはなっているんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

あと、問題の内容としては考え方を問うものであるのか、あるいは知識を問うものであるのかということはいつも議論になるんですけども、今回の問題についてはいかがでしょうか。例えば判例の知識が細かく問われているのか、あるいはこのぐらいの内容は適切であるということなんでしょうか。では、大橋先生、お願いします。

(大橋) 公法系は短答式で不合格者の率がほかに比べて非常に高くなっています。単に公法系については学生の出来が悪いということだけのことなのか、あるいは問題の形式というか短答式の出題のあり方に問題があるのかといった疑問があります。先ほど言った完全解答を求めるという出題方式が原因であるのか。どうも、憲法で要求している判例の知識は、ほかに比べて判例を正確あるいは詳細に読んでいることを前提としているということのように思われます。

これ自体悪いことではないのかもしれませんが、短答でそこまで求めることが必要なかどうかには疑問もあります。3科目の短答の不合格者の数の違いが、問題形式の違うことに影響されたと考えられるのか、単に公法系については受験生が勉強していないというだけなのか、どうお考えになるかをお聞かせいただければと思います。

(山口) 今の点、いかがでしょうか。特にほかの、民事系、刑事系に比べて憲法の出題形式というのは違っているんじゃないかというようなご指摘もありましたが、その点

についていかがでしょうか。ちょっとご指名させていただきます。まず、憲法で日本大学の甲斐先生、いかがでしょう。

(甲斐) 日本大学の甲斐です。アンケートに書いておいた話ということですね、回されたのは。私、そもそもこの今、現在の新司法試験というものがいったいどういう学生の能力を見たくて行っている試験なのかが解しかねているんです。憲法の場合ですと今年全部で8ページの問題文です。8ページということは、普通の教科書のページ数に、つまり半分の大きさのバージョンに直せば十数ページというボリュームになります。しかも、これがまったく架空の条例等を示していて、かなり時間をかけて読まないで学生としては十分こなし切れないんじゃないかという気がするんですね。

そうすると、少なくとも問題文を読み切って、何が論点なんだろうという最初の取っ掛かりを得るぐらいまでの間に、どうしても斜め読みするということが不可能である以上、1時間はすっ飛んでしまうだろうというふうに思っています。そうすると、論文を書くのに使える時間というのは最大限で1時間しかありません。そのわりにはこの問題、あるいは昨年度の問題もそうなんですが論点が多過ぎるんじゃないか。どうしてもこれだけの論点があると、1時間以上の執筆時間がないと学生としてはつらいだろうし、そういうことになれば問題文を斜め読みにして、ある程度思いつきのものを書いていかなざるを得ないようなことになってしまうと思うんですね。

そういう試験を行うことで、つまりどういう能力を見たいのか、それ自体が私にはちょっと理解しかねているというのが正直なところですよ。ちょっと話が飛びますけれども、日本とほぼ同じ時期に、ドイツにおいても19世紀以来の大改革と銘打たれているところの司法試験制度の改革が進行中です。ドイツの場合ですと、1科目に対して与えられる時間が5時間なんですね。それで、試験会場にコンメンタールの持ち込みが許されているんです。つまり、実務家の弁護士さんなんか実際に仕事をするときとある程度近い条件での能力を見ようという意志が、そういうふうなやり方だと分かりますよね。

とにかく弁護士の皆さんとして事件に取り組むときに、頭の中の知識だけでやるなんて人は絶対いないはずですよ。コンメンタールなり教科書なり、知っていることであったとしても確認した上であらためて取り組むというふうなやり方をするはずですよ。そのときにやっぱり5時間でもそういう意味では足りないとは言えますけれども、少なくともある程度そういう実務家としての能力、そういうふうな参考文献も見た上できちんと論文をまとめる能力を見たいんだなというふうなことが、ドイツのやり方だと分かります。

あるいは日本の旧司法試験の場合であれば、とにかくわりと簡潔な問題を与えて、それについて論点を指摘し自分の意見を述べるというふうなことが、とっさの間にできる能力というのを見ようとしているのだということで、旧司法試験についても一応イメージはつかめます。ところが、極めて実務的な問題、初めて見るような法律を大量に見せて、しかもそれを瞬間的に判断して、参考資料もなしに論文をでっち上げる能力、いっ

たいこれは何を、どういう実務家の能力を見たくてやっている試験なのかということ自体が、私にはまったく解しかねているのです。そういうふうな意味において、何かこの試験は狂っているのではないかという意識が私には強く存在しています。以上です。

(山口) 試験の問題の分量とそれから試験時間数の問題、それで非常に過密なスケジュールになっていると。それはいつもまた議論になる点ではあるのですが、この試験はやはり事務処理能力を問うているのかということはいつも言われます。短時間でたくさんのをやらせるというのは、どうしてもそういう傾向になるのだろうと思うのですね。今の司法試験というのがどちらの方向を目指しているのかというのは、大変重要な問題提起だと思うのですけれども。この点、特に論文式についてということだと思うのですが、ご意見、ございませんでしょうか。横浜桐蔭大学の古野先生はいらっしゃいますでしょうか。

(古野) 論文式の問題とは別に、論文式と択一式との関係についてちょっとお話ししたいことがあります。つまり、択一式の勉強とそれから論文式の勉強の仕方が連携していないのではないかと。旧試験と同じように択一の勉強をやった学生が、よそに論文式のペーパーを見てもらうということなので、複数の試験勉強を結局やっているということが現行の新司法試験とどの意義があるのかという、その点をずっと前から疑問に思っていたところです。

論文式の内容については、私は今回の憲法は非常に良問だというふうな感じをしていますが、実務家の能力を試すという点ではいい問題かなというふうに感じました。以上です。

(山口) 論文式と短答式の連携ということで、去年のアンケート結果では非常に頭を切り替えなければならないのできついのだという受験生の声が沢山あったのですけれども、山崎先生、今年のアンケートではそういう声はどうでしょうか。特に連続して実施されるものですから、旧試験では短答式から論文式まで頭を切り替える準備の時間があつたのに対して、新試験ではその間が少ないと。特に、前回は既修者ばかりが受けていましたので、旧試験の経験のある受験生が多くて、そこで非常に戸惑いが多かつたと思うんですが。未修者の方は、比較的抵抗感なくいったのでしょうかね。いかがですか。

(栗林) 例えば択一と論文を分けて1週間、2~3日空けて行う、という意見はちょっと私の見た限りではないのですけれど、やはりかなりきついの、今回試験の真ん中に1日休みがあつたというのが非常に助かつたという意見はかなりありました。憲法に関しては、判例をそこまで細かく覚えていなければいけないのかというような意見がそういえばありました。その辺、いかがなものか、どのように憲法の先生はお考えかなと

思うのですけれども。

(山口) 特に聞かれている判例の選択というのはどうでしょうか、レベル的に当然知っていなければいけないものというふうに見られるものなのか、それともちょっと細かいと考えるのか。必ずしも公式の判例集に載っているものばかりではないように見受けられるのですが、その点はいかがでしょう。憲法の先生がお二方の方ですので、あと行政法の先生に伺いたいと思うのですが、同志社大学の金子先生、いかがでしょうか。

(金子) 今、短答式の話ですよ。短答式が20問、行政法はあるのですけれども、大きく分けると行政法は、行政法総論と救済法があるのですが、ちょうど大学の学部でやったとしますと、4単位・4単位で大体半分に分かれています。(今回の短答式も) 20問中10問が行政法総論部分、10問が行政救済法ということではっきり分かれています。そして、このうち最高裁判例に照らしてという判例の知識を問うものが、だいたい救済法の分野で半分、そして行政法総論の分野でさっと見たところ3問。ですから、(全体として)最高裁の判例、見解に照らして次はどう思うかというのは20問中8問か9問で、半分以下ですね。

その判例を見ますと、だいたい基本的な判例でして、それは間違いない、すなわちロースクールでの授業をまじめに受けていれば、小田急判決とかそういうものでありますから、ほぼ妥当な問題ではなかったかと思われます。そして、救済法の分野については、残りの分野(判例に照らして検討する以外の分野)は意見公募手続などありまして、かなり最近の行政手続法の分野も取り入れておりますし、そして問われていることがそう難しい問題ではございませんので、私は救済法の分野に関しては知識を問う問題と判例に照らして検討する問題いずれもそんなに難しくないと考えております。

それでは、総論部分なのですけれども、総論部分に関しましても非常にバランスよく問題が出題されていまして、どこかに偏るということではなかったわけであります。総論部分に関しましても、判例の知識を問う「最高裁の判例に照らして」、「最高裁の判例の下では」というのが10問中3問ありましたけれども、その判例もごく基本的な理解であれば十分ロースクールの正常の授業で解答できる問題だと思えます。ですから、この点は問題ないのではないのでしょうか。そして、総論部分の知識を問う問題なのですが、総論部分に関しましても、私はサンプルとかプレとか第1回目よりも、私、個人的な考えですけれども、4回目にしてだんだん簡単になってきたのではないかと、私は個人的には考えています。

そして、採点のバランスですけれども、4問中3問だけしかできていないと突然1点になるというのは、民事法を見ると4つ問うているのではないですね。民事法の場合、2問のうちの1問(出来た場合に1点が与えられる)というものなのですよね。ですから、

出題の先生がどうお考えになっているのかちょっと存じませんが、4問中3問できると突然1点しかないというのは確かに不公平感があって、今までの試験でもそういう批判があったのですけれども。やっぱりランクを付けた方がいいのでしょうかね。4問中どの問題かは3問しかできなくても2点の場合もあるとか、3点の場合もあるとかといったふうに言った方がいいのか、ちょっと分かりませんが。私の感想は以上のようなものでございます。

(山口) あと、公法では國學院の福岡先生はいかがでしょう。

(福岡) 國學院の福岡です、憲法を担当しております。憲法について少しそれではお話しします。まず短答式ですが、先ほど普通の判例集等に載っていない判例が出ていてということだと思うのですけれども、名前は知らなくても例えば、全通中郵なら全通中郵の前の判例ではというような形で、名前は知らなくても中身は知っていたというような判例なのではないかなと思いますので、それほど不適切だという気はちょっとしなかったわけですが。

確かに、判例の名前が出てきてしまいますと学生の方はきっと名前は知らないと思いますので、ちょっと面食らうのかなという気も半分します。あと、短答式に関しては、ちょっとやはり細かいかなというところがなくはなくて、とりわけ先ほどの話ですと最高裁の判例をどこまで正確に知っていなければいけないのかということだったようですが、統治機構の方の問題を見ても、あれ、これ、教科書に載っていたかなと僕もちょっと確認したのがあります。見たら載っていて、あ、載っているんだとは思ったのですけれども。それは僕が普段不勉強だからかもしれないのですが、そのように思ったところが実際あったと思います。

それから、論文式の方なのですけれども、これはある意味、誰でも書けたのではないかなという気はしております。一応、その3つの立場ぐらひはすぐに思い付くだろうと思いますので。とりわけ徳島の公安条例の定式さえ覚えていれば、容易に3つの立場を作り出せるだろうなと思いますので、それほど学生がきっと困らなかったのではないかなと思います。

ただ、僕が教えてきた学生の中には、1つ一番困ったこととして言っていたのは、初日の短答式が自分の出来の感触ではこりゃもうだめだという感触を得ていて、その後の論述式の試験が非常にむなしくて、モチベーションはもう上がりもしなかったしというようなことです。結局、出来が悪かったなと思っているときほど実はまあまあできていたりするもので、その子は短答式には受かっていたのです。それだけに後になってやっぱり出来が悪いと思ってやる気も出なくなってしまう、というような、泣き言なのですけれども言っていました。もうちょっと何か、学生が直感的に何点ぐらい取れたかなみたいなのが分かった方がいいのかなという気はちょっとしております。以上です。

(栗林) 今、先生がおっしゃったような意見はいくつかありました。まず、択一の点数を出してくださいと。落ちているのに書かなくちゃいけないというのはむなしという意見は、いくつかありました。

(山口) あとはいかがでしょうか。では、お願いします。

(石森) 行政法でございます。短答式の問題に対して、公法ということでアンケートは出ています。その中で憲法、行政法、少し色が違うところがあるのかなとも思いますが、その辺は定かではありませんけれども。行政法の短答の問題に関しては、私の印象もどちらかというとしかったのではなかいかなと思っております。去年もそう難しくはなかったと思いますが、去年に比べてもまた易しくなっていたのではないかと思います。

さらに、知識を、基本的な理解を問う、考え方を問うというそういうものよりも、むしろ判旨結論を知っていたらかなり正解を出せたという問題が多かったのではないかなというふうに思っています。それで、例えば憲法の方にはそういう問題があって、受験生には評判が悪かったのかも分かりませんが、判旨を出してこれと矛盾する両立しない考え方はどれかとか、少しひねったようなそういう問題が行政法の方にあったらよかったというところがあったと思います。

基本的には出てくる判例というのは、総論2単位、救済法2単位としても、授業の中でおそらくほとんど押さえられているものだと思いますし、基本書の中でも重要な判例として指摘されているようなものが多かったのではないかと思います。

配点については、私もこのように中間試験や期末試験で設定することがありますけれども、例えば処分性についてのテーマで選択肢を3つなり、4つなり作って、その中で例えば4つのうち2つしか答えられなかったら本当に処分性が理解できているのかなというところがありまして、私は処分性について理解できているのだったらこの4つのうちの4つ答えてほしいというような、採点をしていて印象を持っていますので、民事そのほかと不公平があるというのは問題だと思いますけれども、違いがあるというのは問題だと思いますが、設問によっては、そして作り方によってはですけども、やはりある程度今のような付け方で理解を問うというのでいいのではないかなというふうに思っています。論述はまた別途ですね。

(栗林) もし、ご意見がありましたらどうぞ。

(石森) 論述式の方は、今日、アンケートで紹介してくださったのと同じ感想を持っています。全体的に見ると、かなりオーソドックスなテーマになったと（思います）。

去年二項道路でしたから、なじみのないテーマに学生はみんなびっくりしましたがけれども、今回は基本書をひもといてみましても必ず出ているようなテーマだったものですから、学生も面食らうということはなかったと思います。非常にオーソドックスなよい問題ではなかったかと思います。

しかし、アンケートと同じように、ちょっと誘導が多かったのかなという気はしています。例えば、問題の設問の書き方もそうなのですけれども（設問1に関して）、ちょっと細かくなりますが、認定というのが先にあって、あとで令書の発布というのがあって強制送還に移るのですが。僕は認定の方も一緒に書きたいと考える人もいるかなと思うのですけれども、(2)に認定とその後の裁決とどちらを争うのかというような問題があると、(1)で認定を書けないのですよね。認定も一緒に、と考えている人を少し混乱させないかを心配します。認識に違いがあるのかもしれませんが。

去年の問題は難しかったし、その前のサンプル問題も幼稚園の問題、民営化でしたかね、これも大変難しいと思いましたがけれども、バリエーションとしてはいろいろ書けたと思います。今回も、即時強制について、塩野先生のテキスト、原田尚彦先生のテキストに、いろいろな争い方が書いてありますよね。取り消しだけではなくて、差し止めとか義務不存在とか、たぶん取り消しが基本になるのでしょうかけれども。問題の作り方によってはいろいろ書けたのではないかと思います。それを1つに絞った。あるいはその方がいいのかもしれませんが。しかし、よくできる学生は、ひょっとしたら、いくつかの選択肢があって、その中で最適なものを選択して書けるという従来の傾向との違いに少し違和感を持ったかもしれません。時間的には、やっぱりちょっと不足するだろうなというふうには想像します。以上でございます。

(栗林) ありがとうございます。

(山口) あとはいかがでしょうか。先ほど架空の条例を使った問題はどうかというようなご指摘があったかと思うのですが、前にあるところで、架空の法律とかを使って問題を作れば、考え方を聞くのにいい問題が作れるのではないかという問題提起をされた先生がおられたんですけども、今回の公法系で架空のまちづくり条例などを使って考えさせるというような問題の作り方に関してはいかがでしょうか。特にご意見はございませんでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、次の項目に入りたいと思います。続きまして、民事系について同じく栗林副委員長からお願いいたします。

(栗林) それでは、民事系のまず択一の特徴なのですけれども、これは短答式の中では公法系が難しかったのに対し、民事系に関してはオーソドックスな問題であったというような印象が多かったと思います。ただ、民法に関しては暗記のみに偏っているので

はないかというようなところね。それから、会社法関係に関しては、法律が行き渡ったということなのか、昨年より細かいところを聞いているのではないかという意見があります。それから民訴に関しては、思考を試す問題が増えて、そのために時間がかかったというような意見があったかと思います。択一に関しましてはそういうような意見でした。

論文につきましては、やはり公法系と一緒にお配りしました要旨を簡単に読ませていただいて、受験生の意見を紹介したいと思います。民事系の会社法、1問目が会社法の問題なのですが、自動車電子部品を製造する甲会社、これは上場会社なのですけれども、その代表取締役のA1が自動車部品総合メーカーの乙社との経営統合を計画し、これに反対する取締役B1、B2の海外出張中に取締役会を開催し、乙会社に対する募集株式の第三者割当を決定。

乙株式会社の方も取締役会にて株式の引き受けを決議したと。第三者割当の実施により、乙は甲の議決権の55%を獲得した。甲の株主総会でB1、B2は取締役に再任されず、B1の友人で甲社のゲームソフト開発部門で活躍したCが退社したため、甲会社の株価が急落したといったような事案です。設問1としては、募集株式の発行後、B1はどのような法的措置を取ることができるか。それから設問2は、乙会社の代表取締役Y1と担当取締役Y2の乙会社に対する責任というのが設問です。

これについての受験生の意見は、特にこの設問1に関してなのですが、この「取ることができる措置」というのはB1の代理人としていろいろ考えて、代理人の立場に立って考えるのか、それとも総合的に見てできるかどうか、つまり中立的に見て、裁判所の立場で考えるのか、「できる」という意味が何かというところがとらえにくかったということでした。次に受験生の意見として書かれている「B1が取り得るすべてについて書くのか」、というのも、同じような意見かと思います。そこのところが分かりにくかったということです。

それから、時間的な要素が発行直後なのかそれとも、発行の後時間が経っていて、もはや訴えが提起できない状態なのか、その辺の時間的な問題が分からなかったというような意見もありました。それと、B1の立場が株主なのかどうかとか、その辺のところがあいまいにわざとしているのか、その辺がちょっと分かりにくいというようなところもあったかと思います。第1問目の受験生の意見としては、そういうところが挙がっていました。時間は、かなり短くてつらいという意見がありました。

それから、第2問目につきましては、これは民法と民事訴訟法の融合問題なのですが、ごく簡単に書きましたところを読ませていただきますと、美術品の収集家のXは、P国在住のA作の美術工芸品甲をYより代金600万円、納品はX宅に持参することとして購入。内金として200万円を支払い済み。甲がBの船便で輸送中に破損したため、Xは甲の受領および中間金200万円の支払いを拒否。YはAに修理を依頼した。

修理完了後、Xが航空便の費用負担を拒否したため、船便で日本に輸送。Xが求めて

いた2月末日までに到着せず、Xは甲の受領を拒否し残金400万円を支払わない。Xは売買契約の解除を主張して、Yに対して200万円の返還と、さらに遅滞のための美術展への出展が出来なくなったとして18万円の損害賠償請求をしたというのが、非常に簡単な概略です。設問の1は、Xが主張すると予想される実体法上の法的構成と、これに対するYの反論。この部分は非常に配点が大きいです。

これが民法の問題です。この民法の問題につきましても、やはり先ほどの行政法と同じように、誘導のようないわゆる示唆する部分がかかなりありまして、民事系の論文問題の5ページですね、5ページのところに修習生とK弁護士とのやり取りがあります。その中で、K弁護士、L修習生との意見があつて、2つ目のK弁護士のところで、判例と異なつていても通説や有力説があつて、Xに有利となればX側はそれに沿つて法的構成を工夫してくることも考えられますと言つています。L修習生が、それに対してそれを整理しておく必要がありますねというようなやり取りがありますので、受験生はここで判例以外の学説も考慮してXの主張を考えて、またそれに対する反論も考えなければならぬのかどうかというあたりが、多少分りにくかつたのではないかと思うのです。受験生の意見（「有力説と判例の整理についてXが有利な請求原因に対し反論すべきか」）もこのようなことではないかと思ひます。

設問1が民法の問題、設問の2と3が民事訴訟法の問題で、民事訴訟法の問題の事実は省略いたしましたけれども、設問2の(1)は文書成立についての認否の訴訟法上の効果について。これは認否していない場合との比較で考えなさいというような趣旨です。それから、(2)は、支払済みの200万円は返してもらふ旨をXが発言したという主張に対して、Yがこれを否認したこと、それから、その発言が解除の意思表示に該当することを争う旨のYの主張、この主張の訴訟法上の効果を論じる、これが(2)の問題です。そしてもう1つの民事訴訟法の問題(設問3)は、Yの所有する乙を代物弁済としてXに譲渡することで解決の方向となつたことについて、Yの立場で、訴えの取り下げの合意、請求の放棄、それから訴訟上の和解のいずれの方法によることをXに求めるのが有利かというものです。以上が民事訴訟法の問題でした。

受験生の意見で、設問1(民法)に対しては、これはちょっと否定的な意味で言つてゐるのではないかと思うのですけれども、法解釈を示す余地がなく事実を拾い出して要件に当てはめる作業であつたという意見と、それを逆にちょっといい方向で考えた意見ではないかと思うのですけれども、論点主義に陥りにくく現場志向で試されていよかつたというふうに設問1については書いてあります。それから同じく設問1について、履行遅滞解除、定期行為、瑕疵担保責任、危険負担、履行補助者の過失、特別損害等論点が多という意見もありました。そして、先ほどの修習生と弁護士のやり取りの中で出てきましたところですが、有力説と判例の整理について、Xにとって有利な請求原因に対し反論すべきなのかどうか、その辺がよく分からないという意見。それから、問題文の過度の誘導により問題の意図がつかみにくいというような意見が設

問1についてです。

それから、民事訴訟法の分野の設問2、設問3については、これは出題意図がよく分からないというのが特徴的です。だから民事訴訟法については、多分見たことがない問題というような印象だったのではないかと思います。その一方で、難しいが良い問題であったというような意見もありました。といったところが民事系の科目の意見であります。

(山口) それでは、短答でも論文でもどちらからでも結構なのですが、ご意見をいただければと思います。では、最初、琉球大学の宮城先生、いかがでしょうか。

(宮城) 申し訳ありません、あまり深く検討していないのですが、民事系の第2問については検討してみました。私個人もそうですし、うちの大学もそうですけれども、論点主義というよりは考える力を鍛えるということを意識していて、第2問は、そういう、現場でどれだけ事実を分析して考えるかという、基本的な知識を使って、どれだけ考えられるかという、思考力を試している問題として未修者でも十分に対応できる良問だと思いました。あと、私自身は解いていないのですが、受験生の感想などを踏まえても、民事系は比較的短答式も論文式も良問だったというように聞いています。以上です。

(山口) 特に、今の論文の2問はいい問題という評価ということでしょうかね。このようなスタイルは今まであまりなかったスタイルかもしれませんので。それでは続きまして、創価大学の嘉多山先生、いかがでしょうか。

(嘉多山) 短答式試験につきましては、あまり大きな変更もなく、格別の意見はありません。論文式試験の大大問(第2問)については、私はこの問題をどう評価しているのかいまだによく分からないというのが率直な印象であります。私の感覚がおかしいのかもしれませんが、この問題はどちらかというところ最近話題になっている解除の法的構成とかこういったところについての問題意識とかから、作られた事例なのではないかというふうな印象を持っておりまして、事案自体が果たして実務的に見てこれが自然なのかどうなのかということに、やや違和感を抱いたというのが率直な印象としてはあります。

また、瑕疵というか、これがいつの時点でどのような形で起こったものなのかというのが買主に分からないように海外にしたのかもしれませんが、海外から船便で送られてきて、クジラにというか船に当たるといふ事例の作り方というの、かなりちょっと作られているような印象がありまして、もともと新司法試験で問うべきとしていた、日常的にもよく発生するような事案などについて力を問うというような問題からすると、少し理論的なところの関心が問題文の作成の際に強く出ている問題なのではないか

というところを感じまして、それ自体がいけないというふうに言い切るつもりもないのですけれども、果たしてそれが2回目の問題として適切だったのかどうかという点については、ちょっと疑問も感じているというのが1つはあります。

あともう1つは、やはりこの問題を時間内に4時間で処理するというのは相当大変だろうなというふうに思いますし、そういう時間内で解くという意味でいくと非常に難問だったのではないかというのが、民事系の第2問に関する印象です。以上です。

(山口) 事案が人工的に作り過ぎられているというような感じなのでしょうか。

(嘉多山) 私の感覚ではそのように思ったということです、正しいかどうか分からないのですが。

(山口) ほかの方の意見も伺ってみましょう。中央大学の太田先生はいかがですか。

(太田) まず、択一の問題につきましては、今までちょっと話題にはなっていなかったのですが、未修者が全員受けているわけではなくて、ある程度自信があるだろうといわれるような方々が受けているという理解でおります。択一というのは非常に基本的な知識を試せばいいことであって、その意味では私自身は、今回の民事法の択一の問題というのはそれほど難しい問題ではないのですが、ちょっと気になるのは商事関係で組み合わせで問うているというか、ストレートに聞いていないものがやたらと(あると)、ちょっと私は感じたのですが、商事関係が多いかなという感じはしました。

択一についてはそれほど、深くまだ検討していないのでコメントができないのですが、大大問につきましては、先ほど来、出ていますように、かなり問題点が非常に広くなっております。私自身は、例えば要約していただいたこの問題を見ただけでも、かなり問題点があるだろうと思いますし、これを実際上の問題で、これを読んで頭の中でさつとどのように、どういう問題かと考えていくということがかなり受験生にとって、学生にとって負担ではないだろうか。

本当に、未修者の方はこういう問題が出て解けるのだろうかという(心配です)。それは優秀な方はいらっしゃると思いますけれども。そうすると、今日ほどまでそういうお話が出るか分かりませんが、未修者、既修者の問題ということも視野に入れて、こういう問題が適当なのかなということ(を思います)。確かに、これは根幹にかかわるような問題です。確かに問題自体は非常に作られたような、本当にこういうような事例があるのかどうか疑いますが、問われている問題はかなり本質的な問題で、非常に奥が深いというか、これを書き出すと非常にもう時間が足りないだろうと(思います)。

だからこそ、どこかにコメントでありましたように、答案練習とかいうものが欲しいと（いう意見が出るのであろうと思います）。学生にとってはこういったような非常に問題が広い、論点が、どういうふうに自分の意見を書面化するかということについてあまり慣れていないだろうと思いますし、大学のロースクールの授業との関係でも、そこまでは手が及んではないだろうと思うからです。去年もそうでした。去年よりかはよいと思いますけれども、少しやはり問題で問われていることが多過ぎるのではないかと（思います）。あまり欲張って問題を作っているのではないかとということです。

もう少しゆっくりと考えさせるという、これだともう本当にさっと、先ほど来どなたかの先生がおっしゃったように、処理能力を問われるような問題で、あまり、私としては論点は非常に本質的な問題を問うているにもかかわらず、實際上、実力を発揮できないまま消化不良に陥るような、そういうような問題じゃないかなと、私はそういう印象を持ちました。検討していないので、浅いコメントで申し訳ありません。

（山口） その意味では、ロースクールの教育の範囲を超えているかもしれないというようなことも言えるのでしょうか。

（嘉多山） これは、超えているとは私は申しません。問題の出し方が非常に欲張って出し過ぎるではないかということ、私は思うのです。

（山口） 試験として過重な内容かもしれないということでしょうか。

（嘉多山） 少し問題が多いのではないですかねと私は思いますが、先生によっては違うかも分かりません。

（山口） あとは、獨協大学の柴野先生はいかがでしょう。

（柴野） すみません、ご指名いただくとは予定していなかったのですが。昨年問題も民事系の問題の論文問題についてなんですけれど、一応実務家養成の試験だということで、私の印象だけ述べさせていただくと、公法とか刑法というのは代理人の立場でどういう法的手段があるかという出題形式なのなんですけれど、なぜか民事系は修習生が現れて、修習生に報告書を書かせるという形式が、昨年もそうだったと思うのですね。それはある意味実務的といえは実務的かもしれないのですが、結局従来型の、先ほど先生がおっしゃられたような架空の事案かどうか分かりませんが、あまり実務的でない部分であっても理論的な部分を問うているのではないのかなと思います。

あえて今回は第4問がK弁護士の立場でというようなことで、請求の放棄とか和解とかの効果を実務的な観点で問うているという点では、一部、私の立場とすれば評価で

きるかなとは思いますが。しかし、そのほかの点については従来型の論点主義ではないのですけれども、実務家養成、まさに民事というのが実務家の一番領域であるにもかかわらず、代理人の立場での出題形式がないのがちょっと違和感が私はあるということです。その程度です。あとはほかの先生のご意見（をどうぞ）。

（山口） クリニックをご担当と思うんですが、その立場からこういう和解に関しての出題というのはどうでしょうか。今まではだいたい判決を書くとしたらどうかという視点だと思うんですが、これだと代理人が和解の選択肢を選ぶことができるという視点が出ているかなと思うんです。

（柴野） そういう意味でもクリニックとしての観点としてもそういうのはあるんですけど、欲を言えばもうちょっと実体法と絡めて和解内容とか、そういう出題形式の方がより実務的ではないか。これだと、単に訴訟法上の効果だけ聞いているような出題形式かなという感じはするので、クリニック的に考えるならば、まさにそういう法律相談やクリニックをやりながら、こういう実体法上の問題点もあるから、こういう和解の方法でどうですかとか、訴訟物外の和解はこういうふうにしましょうというのをもう少し欲張った出題形式はあるのかなとは、実務的な観点としてはあるんですけど、ただ、それが新司法試験として妥当かどうかというのはまた別な観点なのかなとは思いますが。

（山口） ちょっと第2問が中心になってしまったので、1問の方にも戻りたいと思うんですが。では、商法の観点から、神奈川大学椽川先生、いかがでしょうか。

（椽川） 商法に関して言いますと、短答式の方については、確かに昨年より特に会社法についてはやや細かい知識を聞いているかなという印象もあります。ただ、個別の肢（あし）を見てみますと、確かにちょっと引っ掛けっぽい肢がないわけではないのですが、それが組み合わせ問題にしていることの意味でもあるんだと思うんです。組み合わせ問題であるということで、実はその引っ掛けの肢はよく考えるとちゃんと切れるようになっていると。

確かに、受験テクニックを要するという意味では少し昔に返っちゃったのかなという気もしなくもないのですが、しかし全体として見れば、要するに基本的な知識があって、よく分からないことについても原則に立ち返って考えてみればこれは間違いのはずだと、少なくともそこまではたどり着けるように作ってあるという意味では、細かいところを問いつつも、ぎりぎりのところで悪問にならないで済んでいるのではないかなという、そういう印象でした。

それから、論文式の方について見ますと、設問1についてそのB1が株主なのかどう

か分からないというような意見がアンケートでありましたけれども、私が読んだ限りでは、これはまさにそれが書いていないということが1つの設問意図なのではないのかと思います。つまり、この事例ですとこのB1という人がいったい何を實現できればいいのか、この紛争事例においてB1にとって利益なのは何なのかと、そこから考えなさいという問題なんだろうと思うのです。ですからB1が株主かどうかもぼかしてあるし、それから取るべき措置の時期もぼかしてあるのは、まさにそこがまず見たいところなのだろうと思うのですね。

ですから、そこについて難しかったというのはある意味で非常にその設問意図によく沿った感想なのですが、要するに出題者に敗れてしまったということなのだろうというふうに思っています。答えなければいけない論点については、極めて基本的なものでして、量から言っても、2時間ということでは一応適切な量かなと思っています。

(山口) もう一方商法で、東洋大学の藤村先生はおいででしょうか。

(藤村) 今、椋川先生がおっしゃった通りではあると思いますけれども、設問1の方、2の方もそうですけれども、この設問の中にあなたの意見を述べなさいとこう書いてあるところに、もしかすると引っ掛かったんじゃないかと。逆に言うと、これがなければ普通の試験の、大学の試験の問題のような感じで、かえって学生が書けたんじゃないかなと。このあなたの意見を述べなさいということの意味を、いったいこれはどういうスタンスで書くのかなというのを悩んじゃったんじゃないかなと思うんですね。この点、ちょっとこのあなたの意見を述べなさいというところに、もしかすると引っ掛かる部分があったんじゃないかと思います。

それから、未修者などがこういう論文試験をやるときには、椋川先生は今、適正な時間というふうにおっしゃいましたけれども、やはり読んで焦点が合って問題点が分かってくるというのには時間がかかるんですね、特に未修者は。既修者は、おそらくこれ、2時間で書けるだろうと思うんですね。だけど、未修者の場合は、いわば解像度が悪いんですね、網膜の。従って、読んでいてどこが問題点なのかなと分かるのに非常に時間がかかると。そうすると、やはり時間が足りないのではないかという印象を持ちまして。もう少し、あと30分でも時間があれば、2時間半なり3時間という時間があれば、おそらく未修者でも書けるんじゃないかなと、そんな気がしますので、もう少し時間をいただければという印象を持ちました。以上です。

(山口) ということは、未修者にとってはやはり時間の要素や分量ということは非常に重いということなんですか。

(藤村) 私は思います。

(山口) あとは、あなたの意見という形式は、例えばB1から相談を受けた弁護士としてどうアドバイスするかとか、そういう形式の方がいいということなんですか。

(藤村) その方が焦点がはっきりするものですから。今、椽川先生がおっしゃったように、既修者である程度勉強している方はそういう視点だったら分かるかもしれませんがけれども、未修者は非常に単純に考えますので、こういう場合、例えば今までの過去の問題例とかそういう勉強をしているものから見ると、例えば弁護士の立場に立って書きなさいとか、そういうスタンスなんかが変わりと今まではっきりしていたような気がするんですけども、それが全然あいまいになっているものですから、そのあいまいな理由が分からないだろうと思うんですね。

そういうふうに、椽川先生がおっしゃっているように読めるレベルにはたぶん未修者はなっていないんじゃないかな、そういう印象です。

(山口) ありがとうございます。あとはどうでしょうか、民事系について何かご意見はございますでしょうか。お願いいたします。

(周) 獨協大学の周ですけれども。今の藤村先生のお話と関連しまして、確かにこのあなたの意見を述べなさいというところなんですけども、2つ目は確かに代理人として意見を述べなさいというような問題でしたけれども、それは一様に弁護士としての立場としてどういうふうにアドバイスするかと、それは去年ははっきりしていますが、今年は確かにあなたの意見として述べなさいということになると、採点基準はよく分かりませんが、例えば弁護士として述べた場合と、あるいは裁判官として述べた場合と、それぞれたぶん、採点はそれなりに一貫性があればそれは点数が当てられるだろうと思うんですけどもね。ある意味では、受験生に対して答えの柔軟性を与えたんじゃないかと、私はそういうふうに考えていますけれども。

(山口) あとはいかがでしょうか。それでは、時間の関係もありますので、ひとまずここで休憩を入れさせていただきます。その後刑事系から再開したいと思います。一応、15分まで休憩とさせていただきます。よろしくお願いします。

~~~~~ (休憩)

(山口) それでは、そろそろ時間ですので再開したいと思います。お席にお戻りいただければと思います。それでは、今まで公法系、民事系という順に進めてまいりました。後半は刑事系から入りたいと思います。刑事系につきましては、結城委員からお願いい

たします。

(結城) 刑事系についてのアンケート結果について、概略を説明したいと思います。その前に、取りあえず今年の刑事系の試験問題の傾向ないし概要を、若干だけ分析しておきたいと思います。まず、短答式につきましては、39問中刑法関係が20問、刑訴関係が19問と、こういうことでございます。それで、一般的な傾向といたしましては、刑法の方につきましては判例の立場を聞いているというのがだいたい10問ぐらい、それから条文の知識を求めているというのが3問、論理問題が3問ないし4問ぐらいと、こういうのが1つの分析であります。

それから、刑事訴訟法につきましては、判例の立場を聞いているというのがだいたい2問ぐらい、条文の知識が10問、論理問題が7問ぐらいと、こういう分析かと思えます。これはアンケート結果にも出ていることでもありますけれども、昨年度と比べるといわゆるパズル的なというふうに昨年かなり言われたんですが、その問題は影が薄くなっているかと思えます。アンケート結果にはパズル的な表現はなかったようにも思えました。

それから、傾向としては、基礎的な法解釈論理の理解を求める問題、それから実務的な問題が散見されると、こういう評価もでございます。それから別の評価といたしましては、全体として文章が短くなっていると、少し昨年より易しいのではないかと、こういう評価もございました。これはアンケートというよりは、一般的な学者の方の評価であります。それから、一般的な傾向といたしまして、相変わらず判例の立場を聞いていると。これも昨年、あまりにも判例によればと、こういう問題が多くて、別に判例を勉強しているわけじゃないぞと、こういう議論からそういう批判があったんですが、今年もそういう批判もあるようです。

ただ、逆に、その新司法試験がどういう能力を求めているのかという根本問題を考えますと、論理的な抽象的な学問上の学説的なことを聞くのがいいのか、実際実務的な問題を聞くのがいいのか、この両方のバランスを取るのがいいのか、これはまたちょっとなかなか難しい、両方の評価があり得ることかと思いますが。ある評価によれば、刑事訴訟法は条文中心で相変わらず旧司法試験的なレベルになっておると、こんなような評価があるようでもございます。

それから、論文式につきましては、第1問目が刑法の問題、第2問目が刑事訴訟法の問題でございます。ちょっとこれは今回かなり目立った意見でございまして、内容の問題というよりは形式の問題についてかなり論及がございました。これはほかの科目にも将来的には関係してくると思いますから、論文式問題の刑事系科目のところを見ていただきますと、今年の特徴が現れているかと思えます。

まず、これは私の手元の資料で言うと2ページ目ですが、刑事系科目の第1問という設題がまずありまして、以下の事例につき甲および乙の罪責について特別法違反の点を

除き論じなさいとされています。論述に当たっては後記の小問1および2に対する解答を必ず含めることと、こういう言い方になっているわけです。たぶん問題を出題する方としては、いろいろなことを考えて工夫したんだろうと、こういうふうに思うわけです。

結局、後記小問1および2に対する解答の方が、ずっと問題がある最後の方に小問1というのがございます。Aから2回にわたり現金合計120万円の交付を受けた事実について、甲に詐欺罪および恐喝罪が成立するか否かを、Aが現金を交付しようとするに至った理由に留意しつつ、具体的事実を示して論じなさいとされています。これも具体的事実を即してという工夫をしているんだろうとこういうふうに思いますが、ここで小問1が出てくる。さらに小問2として、後記最高裁判所決定を踏まえ、本事例において甲乙間の共犯関係の解消が認められるか否かを、具体的事実を示して論じなさい。そして、さらに、最高裁平成元年6月26日の決定の要旨を引用してあるわけであります。そういう意味で言うと二段構えないし三段構えと、こういう形式を取っているわけです。

後ほどアンケート結果を申し上げますけれども、そういう意味から言うと、この問題は第1問の最初の部分、つまり甲および乙の罪責について論じなさいとされていて、これは従前的なパターンになっておるんですが、小問1というところで、甲について詐欺罪および恐喝罪が成立するか否かと、こういう形でもう答えがそれなりに誘導的に出ているということになるわけです。ある意味で言うと、問題の把握が誘導されているわけです。

ある解説本によりますと、論証の吐き出しでなくして書き写しだと、こういう言い方があって、最近こういう言い方があるのかなと思いました。つまり、考えるんじゃなくてその問題がずいぶん出ているから、それをこことここをピックアップしてうまく組み合わせればいいと、こういう表現を吐き出しでなくて書き写しと、こういう表現を使っているのかなと思いました。新しい私は表現をちょっと勉強させていただきました。これが第1問目の1つの構造です。後ほどちょっとこれについての評価がありますので、これについてもご議論があらうかと思えます。次いで、第2問目は、刑事訴訟法設問1といたしまして、これはオーソドックスな出し方として、設問1、捜査の適法性の問題、設問2としては、証拠能力およびその余罪による立証と、こういう形式的にはオーソドックスな出し方が出されていると、こういうことかと理解いたしました。

ちなみに、アンケートに現れた特徴的な意見と、こういうことで今日のテーマにちょっと入りますと、まず、私のメモランダムがお手元に行っているかと思えますけれども、その短答式につき322通をちょっと分析をいたしますと、この円グラフを見ていただければ分かるんですが、全体と書いてあるのはこれは未修者、それから既修者1、2という、全体を通じてのご意見であるということになりますけれども、全体として、量、難易、範囲、知識などが適切か、あるいは出題形式について適切かという問題につきまして、おおむね全体としては過半数以上の人がだいたい適当である、適合していると、だいたい予想されている範囲内に納まっているという傾向があります。

次に未修の人の 169 通を見ると、これもだいたい基本的には同じ傾向で、量、難易度、その他もだいたい適当である、適合している、適切であるという意見が多かったようでございます。ただ、そのアンケート結果を見ると、量が多かったというご意見もありますし、択一についての特別な勉強が必要だという意見もありました。個人的に言わせていただきますと、本来論文の問題と択一の問題が違って勉強するというのはおかしいなど、私は個人的には思っておりますが、択一についての特別な勉強も必要であると、ロースクールでやってほしいなどという意見もありました。

それから、少し細か過ぎる問題もあったり、それから知識問が増えたとか、あるいはやっぱり事務処理能力が求められているんであろうかと、こういうふうな感想もあったようでございます。

(結城) 私のメモは、お手元にある分厚い資料をまとめたただけのものでございますので、逐次見ていただくと、私が今、口頭で申し上げていることがだいたい内容の全体に網羅されていると、こういうふうに思います。

アンケート結果の未修者、これは 169 通分ですけれども、結局、既修者も含めて、未修者も含めて、短答式の問題は量、難易度等、だいたい今年は適切な出し方であろうと、こういうふうな意見が大半を占めたようでございます。次に、論文式についてのアンケートの結果でいきますと、これも問題の設定とか論点、内容の合致、知識等の問題、出題形式が適切かということにつきましても、だいたい過半数以上の方が、既修、未修を問わずほぼだいたい適切であると、こういうふうな意見を述べているようでございます。

ただ、先ほど論文の方について申し上げますと、この刑事系科目の第 1 問、第 1 問と書いて甲および乙の罪責について論じなさいという書き出しから始まり、小問 1 として、甲について詐欺罪および恐喝罪が成立するか否かを論じなさい、こういう形式を取っています。こういう形式は、民事、刑事を問わずこれが初めてだと、こういう意見がありまして、言われてみるとそうかなと思いました。ほかのこの刑事系の第 2 問目も、設問 1 とか設問 2 とかという言い方ですので、細かく言うとその小問 1 とかという言い方は確かにないのかもしれませんが。

それで、言われてみたらそうだなと。このことについて、その出題形式が大変不適切であると、設問がこんなになっていて、緊張している中でぼっとこういう問題を出されると何を書いていいか分からなくて混乱すると、こういうアンケート結果がずいぶん出ておりました。ただ、そういうアンケート結果があるんですが、よく考えてみますと、言ってみれば大問の 1 という形で、甲および乙についての罪責を論じなさい、その中に当然甲についての罪責というのは、大は小を兼ねるで入っているわけですから、今まであまりこういう形式がないから、こういう形式はけしからんと、それはちょっと愚痴っ

ばい話で、あんまりそんな話を聞いてもしょうがないんじゃないかというふうな思いを、私は個人的には思いました。

年が経つにつれて、問題形式がなかなか難しくなりますから、その年々で多少そういう工夫をしなきゃいけないことがあるだろうと思います。それを従前の形式がないからとこういうことでクレーム的な話になるのは、いささかどうかなと。そこはそこで当たったときに考えればいい話ではないのかなというのが、個人的な私の意見でありましたけれども、アンケートの中にはそのようなクレーム的なお話がずいぶんございました。

それからもう1つ、この判例をほぼ引用して、引用してある最高裁の決定を踏まえて論じなさいと、こういう出し方をしている。これにつきましては、アンケート結果としては、未修者に大変有利ではないかと言われておりました。つまり、知らなくても判決を見ていけば、だいたいその中にぱっぱと論点を書いてある。そうすると、それで大変書きやすい。それは今年は未修者に大変有利にしてあるのではないかと、こういう議論があります。

そこで、たぶん知っているか知らないかという問題と、与えられた材料に基づいて考えると、なかなかその両方の見方があって、どちらが正しいのかなと思いつつながら、ある意味では、従前の方はこの平成元年の判例的なことは一生懸命覚えながら、ああ、こういう判例があったなということのを頭で思い出しながら答案を書く。それがその問題に出ていると、その覚えた努力はまったく必要ないのではないかと、こういう議論になるわけですね。さて、これは意見が分かれるところかなと思いましたがけれども、今年のアンケートの中には判例が引用されているのは未修者に有利ではないかと、こういう意見もございました。

さらに、この小問の1のところ、詐欺罪および恐喝罪が成立するか否かをと、こういうふうに半分答えが書いてあるので、ほかの論点に迷うことなくこの点にだけついて論及すればいいとって大変楽だと、これはそういう意味からも未修者には有利だと、こういうこともございまして、さてこれも過渡期的な問題としてどういうふうに考えるのかなと思いました。将来的にそういう言い方が通用するのかなと、こういう議論がございましたけれども、そこはいかがでございましょうという議論であります。

それから、あとは一般的な問題として今年の問題は基本的な問題が多くて、第1回目に比べて易しいと、論点が比較的絞られていて、こういう議論がありました。思い返してみますと、昨年あの刑事訴訟法の2問目の最後のところは、いわゆる心の状態に関する、心理状態に関するその供述が伝聞証拠に当たるか否かと、こういう議論でございました。これを簡単に済ませようと思うと簡単に済ませられるんですが、根本にさかのぼって考えてみると大変分らない、たぶん多くの学者の方も本当はよく分かっていないんじゃないかと私は思っておるんですが。そういう問題と比べますと、今年は比較的素直な問題であったと言えるのではなからうかと思えます。

これは刑事法科目だけには限らないことかと思えますけれども、刑事法関係のアンケ

一ト結果の中に、起案の添削をするという機会をロースクールでつくってくれないと、なかなか授業と試験の一致が図られていなくて、授業を聞いているだけではなかなか論文がうまく書けないと、起案ならびに論文の書き方をする機会をロースクールでつくってほしいというふうな意見もあり、事実認定をもう少しできるような授業をしてもらいたいとか、演習がもっと必要であろうとか、というようなご意見がアンケートの中には散見されました。

ただ、一般的な感想から言いますと、我々もそうだったのかなと思って反省はするんですが、文章というか、起承転結がしっかりしている文章を書くことが一般的に、特に若い人は下手になっているのかもしれないと思いました。ある学者の人の評価によると、小学校、中学校、高校を通じて、そもそも法律問題以前に文章を書く能力すら学校で習得していない人がロースクールに来て法律問題を扱っていると、こういうかなり辛辣な意見を言われる方もおられまして、当たっている部分もあるなとこういうふうに思います。多分、そういう人を含めてロースクールでやり始めると、たぶん小学生、中学生ぐらいの書き方教室からやらないといけないと、こういうことも出てきて、本来の目的から外れてしまうのかなと、こんな感想を持ったところでもありますけれども。アンケートの中には、起案添削の機会をつくってほしいと、こんな意見もあったということも少し紹介させていただきたいと思います。

概略で申しますと、今年のアンケート結果としては、昨年と比べて問題が平易であり分かりやすくなっているけれども、論文についてはかなり実力が拮抗して点数の差を付けるのが難しいところがあるのではないかなと、個人的な感想として持ったところがあります。以上がだいたい、刑事法の関係のアンケート結果の分析でございます。

(山口) ありがとうございます。ちょっとここで中断をお許してください。主催者を代表しまして、東京弁護士会会長の下河邊和彦から一言ごあいさつ申し上げます。

(下河邊) 申し訳ございません。熱心にいろいろと意見交換をしていただいている中で、話の腰を折るようなごあいさつを申し上げることで、おわびを申し上げます。本年度東京弁護士会の会長をしております、下河邊と申します。本日は、各法科大学院の先生の皆様方、大変お忙しいところを、また長時間にわたって熱心な意見交換にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。私自身は、修習は26期でございまして、湯島の研修所を出た者でありますけれども、本日いろいろと熱心に意見交換をしていただいておりますこの分野の世界は、私にとっては正直なところまったく不案内というか苦手な世界でございまして、時間があれば最初から最後まで参加をしておきたいところなんですけれども、ほかの所用もありまして、また中座をさせていただきます。

ご参加の皆様ご案内の通り、過日司法試験委員会の方から発表されました通り、来年の新司法試験の合格者は2,100から2,500人を合格させると。その翌年の2009年は

2,500人から2,900人と、3年後の2010年段階ではいよいよ2,900人から3,000人を合格させるという形の、数百人のレンジはありますけれどもだいたい上の方に張り付いていく形で、いわゆる3年後の3,000人合格に向けての合格者が誕生していくということになっておりまして、その圧倒的な割合がご案内の通り新司法試験の合格者ということになるわけでございます。

私自身の個人的な経験を元にいたしましても、今回のロースクールを卒業した上での新司法試験による法曹としての第一歩のスタートというものが極めて大事なものであると。私自身はもともと文学部に入りまして、文学部に見切りをつけて学内で法学部に転部いたしまして、たった1回だけ受けたその司法試験でピギナズラックで受かってしまったということで、研修所に入ってから、学部段階で民事訴訟を履修していないということで、湯島の研修所で民事訴訟の教科書を1ページ目から開けたという、とんでもない法曹でございまして、そこら辺の基礎力の決定的な不足、リーガルマインドの決定的な不足ということについては、今年弁護士34年目になるものではございますけれども、本当、今に至るも大変なコンプレックス、劣等感というものを持っております。

このようなことが極めて大きな問題であるなということを経験を通じましても、今に至るも実感しているところでございますので、ぜひ、先生方には法科大学院での学生さんの養成、適切な形でその新司法試験での法曹の選抜ということに、引き続きぜひ、格段のお力添えをいただきたいと、東京弁護士会としても考えております。

若干話はそれですけれども、現行60期の各弁護士会への入会手続きが東京三会においては、一応今日が締め切りという形で、数名程度の上積みは出るかと思っておりますけれども、ほぼ数字が出ております。現行60期と12月に誕生いたしますその新61期を併せまして、弁護士に限らず総数で2,500名ほど法曹として誕生するわけでございますけれども、現行60期の研修所の卒業生の中で、私ども東京弁護士会では本日現在で249名の入会申し込みの手続きが取られまして、あと数名上積みがされるということが予想されますので、250名台の入会を迎えると。

入ってきている情報では、第一東京弁護士会は150名、第二東京弁護士会が130名ということで、全部併せますと、概数でいきましても530名、私の26期の湯島の研修所の1学年分が現行60期だけで東京三会だけで誕生するという、いよいよその法曹というよりは、はっきり言えば弁護士人口の急増時代の幕開けがこの9月に始まるということでもございますので、本日お忙しい中をお集まりいただいた法科大学院の先生、そしてまた東京弁護士会の委員会の先生方、格段の引き続きお骨折り、お力添えをいただければと思っております。長くなりましたが、意見交換を中座いたしまして申し訳ございませんけれども、主催者を代表して一言御礼ごあいさつを申し上げます。よろしく願いいたします。

(山口) では、話を元に戻したいと思えます。先ほどの結城委員からのお話の中で、

この答案の書き方というのは吐き出しならぬ書き写しというような話がありました。この前、テレビである先生が言っていたんですけども、最近の学生のレポートの書き方というのは、インターネットで検索したものをコピー・アンド・ペーストで張り付けて、並べて論文を作るんだそうです。そうすると、どの学生の書いてくる論文もどうも似たり寄ったりの文章になっていて、しかもその文章全体がどうも統一が取れていなくて、ちぐはぐな文章になっているのが多いんだというようなことを言っておりました。

最近のロースクール生もインターネットの使用にたけておりますので、そういった形で通常レポートを書いているかもしれません。その意味では、先ほど結城委員から指摘がありましたように、文章の書き方をどうトレーニングするかというのは非常に重要な要素になってくるかと思えます。余談でした。

それでは、短答式、論文式どちらからでも結構なんですが、議論に入りたいと思います。短答式については、旧試験の末期に悪名高かったいわゆる計算問題というようなスタイルの問題は、見たところどうもなりを潜めているようなんですが、その点はいかがでしょう。ご意見のある方。では、また例によってご指名をさせていただきたいと思えます。愛知大学の加藤先生はお見えでしょうか。見えていらっしやらない。そうすると、あとは、では日本大学の加藤先生。お願いいたします。

(加藤) 短答式ということでもなくとも。短答式、出ましたけれども、全体の傾向としてはだいぶよくなっているという印象です。それで、ちょっと私、せっかくですので、旧試験と新司法試験との違いはどうかということをおちょっと考えているんですけども。学生に話すときに、たとえ話で、旧試験はいうならばうちわで風を送る。新司法試験は扇子であると。使うのを間違えると、旧試験のうちわというのはこれは固定的なものです。しかも、必死になってあおいでいるうちに、涼も求められるし火もつくだろうと。しかし新司法試験は、ちょうどこれは落語で考えれば、落語の高座で座布団に座ってあの扇子をいかようにも使うわけですね。閉じたり広げたり、凶器に使ってみたり、はしに使ってみたり。要するに、新司法試験はあなたの総合能力、センスが問われるんですというところで、私は身内に話しているんですけども。

この旧試験と新試験の違いから入らないと本当はいけないんじゃないかと。しかし、学生も教員も実はあんまりそこがよく分かっていないという思いが非常に強い。新司法試験を見てもみますと、刑事系、私は特に刑訴の関係で見ますと、サンプル問題、プレテスト、そして第1回の問題、論文は私はよかったと思えます。しかし、今回の今年の刑事系の2問の問題は、第2問はちょっと様相が変わってきたと。つまり、論点がほぼ分かると。これは下級審のある判例、似たような判例を根っこにしていると思うんですが、そういう問題での論点が絞られていると。第1問。小問1はね。

小問2は、今度は取って付けたような問題で、あんまり法科大学院の授業でもやっていない。やっていないわけではないんですが、ちょっと取って付けたような問題。これ

は問題を作ったのが、去年の司法試験の問題は実務家を作ったかなという感じを持ちました。そういう印象の中で、この択一の方はほぼ網羅的に公判前の整理手続まで含めてほぼ授業でやっている、うろ覚えでなくきちっと理解していれば解ける問題ということで評価しています。

それから、せっかくですので、最近法務省の試験関係者にも直接言っておいたんですが、新司法試験は本来制度設定のときには択一は予定していない、それが途中から択一というものが入ってきた。こうなったなら、旧試験と同じように択一でまずふるいにかけて、それから1カ月ぐらいたってから論文をやると、その方がいいじゃないかということも直接言っておいたんですけども。そこは真剣には考えていないようですけども。いろいろな制度設計も含めて、みんな考えなければならない時期にいます。

学生は、公法系、民事系とこの刑事系、いったい何を法曹として求めているのか。試験の作り方も違うし、去年とも違うということになってくるとこれは戸惑うと思いますね。だから、そういう意味では共通の公法系、民事系、刑事系を通じて、少なくとも試験の形式なんかもある程度統一していくということが必要だろうというふうに思います。以上です。

(山口) ありがとうございます。あとは刑事系、大東文化大学の米澤先生、おいででしょうか。お願いいたします。

(米澤) 択一の問題につきましては、基礎的な知識をまんべんなく問うておるということではいいんですけども、私の印象としましては問題量が多過ぎるのではないかと。実務家として、裁判官でも検察官でも弁護士でも、そんなに数分で判断をしないといけないような職務ではない。じっくり考え、問題文をしっかりと読み検討した上で正解できるような問題でよい。その意味で私は量がちょっと多過ぎるのではなかろうかと。

今後量的に今回のような問題にしますと、学生はやっぱり受験技術、択一のための特殊な勉強という方に走ってしまう。いろいろな法律問題についての基本的な知識をしっかりと身に付けるというよりは、択一をまずパスすること、択一の得点が最終的な総合点のときにも非常にウエートがあるから、法科大学院の学生がそちらの方に気が行ってしまうということではあまりよくないのではなかろうかと思うのですね。

論文試験につきましては、問題を読んでみましたけれども、ほぼ適切な問題ではなかろうかと思っております。しかし、発生した犯罪が裁判で結着するまでには、争点と立証により流動変化する刑事司法を学生に理解させるため、実体法と手続法の融合問題が一層ベターと思っております。以上でございます。

(山口) それでは、横浜桐蔭大学の河辺先生、いかがでしょうか。

(河辺) 河辺です。まず短答式ですが、今、米澤先生もおっしゃられたように、問題としては非常に全体にわたっていいと思うんですけど、じっくり考える、特に論理を前提とした問題、またそれが望ましいということを見ると、少し問題が多過ぎるのではないかという感じはしましたね。それから論文式ですが、傾向としては、特に法科大学院においては基本的なグルンドについてじっくり勉強させて、そしてそれをどのように具体的な事案に当てはめて、どのように料理するかということが問われておると思うんですね。

旧司法試験の場合には、むしろそのグルンドに関するところを論文式でがっちりと言ってみれば基礎的な考えないしは基礎的な体力があるかが問われ、その上で修習生としてやる。しかし、現行においては前期の修習課程に相応するともいえる法科大学院の授業では、論文式の前提としてのグルンドをきちっとさせていると。そして、それをどのように応用し、具体的な事案に適用するかが肝要であろうと思います。そうすると、刑法ないしは刑事訴訟法のこの問題というのは、そういう意味では非常にそこら辺のところを志向した問題としてそれなりによくできているのではないかと思います。

確かに論点が見えるということも、それはそれでご意見もありますし、またそれがいいか悪いかは別としまして、実際の実務では論点については必ず当事者が問題にされるわけですし、これが裁判所的な立場に立ったときは当然その論点をどのようにその事案に即してクリアにさせていくかということなので、やっぱり相手方の主張に対してどう考えるかというようなことで、自然に論点的なものが見えるというのが実務だと思われる。そういう意味ではこの問題の作成には多とるところがあるように思われます。

さらに、こういう問題は確かに具体的な事例を、先ほどの張り付けというかピックアップですかね、確かにそれなんです。実務も実際はそうで、本当のところはやっぱりもっとボリュームのあるものを、極端なことを言えば修習生がやるように記録を渡してそれで必要なものを主張との関係で何が大事かということを考えさせるのが一番いいわけですが、それも時間的にも無理なのですが、少なくともそういう観点を志向するという方向での問題といえるのではないかと思います。以上です。

(山口) はい、ありがとうございました。刑事系の論文式の問題については、毎年議論になる点がありまして、1つは実体法と手続法の融合問題というのは作れないもんだらうかと。今年も分離傾向がもう定着の方向にあるようにも見えます。もう1つの問題は、事実認定論というのは司法試験では聞くのか聞かないのか。今回の問題についてはどうなのかというようなことは、1つ議論になるんじゃないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。この点でなくても結構なんです。では、どなたか、千葉大学の後藤先生、少年法ではないですけども、刑事法ということでご意見をお願いします。

(後藤) 私は刑法とか刑訴訟法を実際に担当しているわけではありませんけれども、今年の論文式の特に刑訴の問題は、この1から7までで記載を眺めて具体的な事実を摘示するという形になっていて、適法性を認定するに当たってどういう事実を考えるべきかということに関して問うている問題だと思えますね。学生に聞きますと、どこまでの範囲を書けばいいのか、挙げられるのはいっぱい挙げられる。いっぱい挙げられるということをする学生が果たして受かっているかどうかは難しいところなんですけど、そういう事実認定に関しては、少なくともかなりいろいろ工夫をして教えているつもりではあるんですけども、やはりこういう形で適法性について考える上に必要な事実は何なのかというのを問われると、なかなか取捨選択が難しかったという印象はあります。

融合問題というのは、たぶんずっとできないのではないかという印象が、新司法試験委員の方たちと話をしても何かできないような気がします。やはり刑事系、特に刑法の場合は、先ほどから出ているように判例の考え方を問う問題が短答式には多いという話もありましたけれども、やはりどうしても根本的な視点の対立、行為無価値か結果無価値かという対立がある以上は、やはりある程度共通的なところでどちらにも有利、不利にならないようなという形でたぶん判例を中心としているというふうに理解をしています。もちろん、融合問題ができればいいんだと思うんですけど、やっぱりたぶんこのまま行くんだろうなという気はしています。

あと、問1の先ほどの刑事系の論文の問題がトリッキーだというご意見もありました。もう少し易しく、小問1、小問2という形ではなくて、ヒントと1、2とか書いたらよかったのかもしれないけれども、それはそれで、私も学生によく言っていますけれども、問題文はちゃんと読めと。これは問題文をちゃんと読めばそんなに難しい問題ではなくて、考えるに当たって後で挙げている2つについては必ず挙げましょうというふうに素直に読めれば読めるわけで、そういう意味では日ごろから問題文がきちんと読めているのか、そういう訓練を法科大学院できちんとしているのかということ、あらためて確認するような問題ではないかというふうに思います。

ですからそういう意味で、いかに、さっきの初歩的な論文の書き方という点も含めて、初歩的なものの読み方というの、今後法科大学院でも教えていかなければいけないのではないかなという気はいたします。以上です。

(山口) ありがとうございます。では、筑波大学の石川先生、いかがでしょうか。

(石川) まず短答式なんですけど、私も、例えばこの問題集で言う27問目とかの、いわゆる論理型とか推論型とかいう問題ですか、こういうのはなるべく減らした方がいいんじゃないかなというふうに考えているんですね。というのは、いわゆるパズルみたいな問題で、出題形式に慣れた人の方が有利ということで、おそらく法科大学院ではそういうパズルみたいな問題の練習ということはやらない。どういうところで練習するか

という、やっぱり予備校とかそういうところで練習するんだと思うんですよね。そういう練習を積んだ人が高い点を取るというのは1つ、ちょっとどうかという。

あと、短答式の役割として、私はやはり基礎知識ですね、基礎知識を持っていない人を振り落とすというところにもっと絞った方がいいんじゃないかと思うんですよね。そういう観点から言うと、私は、例えばこの問題集で言ったら4問目とか8問目、こういう感じの単純な問題を増やして。基礎知識、未修の人が3年で合格して受かっていくという前提であるなら、やっぱりこういう単純な形式で基礎知識を問うという問題を増やすのがいいんじゃないかと思うんですよね。

あと、出題の範囲から言うとちょっと37, 38, 39あたりですね。37は免訴ですか、38が控訴審で、39が通信傍受法なんですけど、ちょっと細かいかなという感じ。控訴審なんかは実務ではもちろんやるんですけども、この出題形式なんか見るとおそらく配点2点になっていますから、アからエまで全部正解してはじめて2点取れるという形式だと思うので、それはちょっときついなと。できれば、正しいものはどれかみたいな感じの出題形式にしてもらった方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

あとは、論文試験については、やっぱりこの出題形式はちょっとまずい、不親切かなと思います。最初に聞いてあって、みんな集中して事例を読んでいくわけですよね。最後に小問1、小問2となっていますから、やっぱりこの小問1、小問2が目立ちますから、小問1、小問2だけに注意が行っちゃうというのはしょうがないと思うんですよね。だから、出題するんだったら、以下の事例を読んで最後の出題に答えなさいというふうにしておいて、小問1、小問2を聞いた後、小問3として小問1、小問2における自分の見解を前提として甲乙の罪責を論じなさいと、そういうふうにやればみんな間違えることなく解答できたんじゃないかなと思います。

それから、内容としては、こういう単純に論点を聞くというか、そういう問題ですね。この刑法で言えば、詐欺的要素がある場合と恐喝的要素がある場合にどういうふうに処理するのかと、そういうことだと思うんですけど。これ、考えたことがなければその場で相当考えなければいけないし、難しい問題だと思うんですけども、予備校とかの対策で準備できる場合があると思うんですよね。予備校とかが下級審の判例とかを購べておいて、こういう問題が出るかもしれないからということで論点を教えたりした場合に、それを見てきた人だけ有利になるという可能性はあると思いますね。

僕は、去年みたいなタイプの問題の方が好きで、というのは、基本的な論点を前提として事案にいっぱいファクターが並べてあって、その当てはめとしてどうなのかと。この判例の趣旨にこの事案は当てはまるのかと、そういうことを考えるという問題ですね。そういう問題の方が、むしろその場で考えなければいけないと、予備校の授業なんかではとても対応できないという形になると思うのです。実際、実務家もそうだと思うんですよね。ある判例があった場合に、この事案はその判例と同じなのかと、当てはまるのかどうかと、いろいろなファクターを比べながら考えていくというのは、それは実務家が

たどるプロセスだと思います。そういうところを見る。要するに知識があることを前提として、それを使いこなせるかどうかと、それを見るところを重点に置いた方がいいんじゃないかなと思って。これだと、やっぱりちょっと知識がある人がいたとしたら、そっちの方が有利になっちゃうなというふうに感じました。だいたいそのぐらいです。

(山口) 結構厳しいご意見だと思います。石川先生の場合は、去年の問題の方がより今回よりはいいという評価ということですね。ほかにどうでしょうか、ご意見はございますでしょうか。そうしましたら、意見は尽きないところなんですけど、次に進めさせていただきたいと思います。

例年、選択科目についてもご意見を述べていただいております。通常、受験者が一番多いのは倒産法と労働法に現在なっていて、何人かの先生が見えていらっしゃるんですが、まず倒産法についてご意見がおありの先生はいらっしゃいますでしょうか。今回の名簿を拝見すると、直接担当科目として倒産法を掲げていらっしゃる方はいらっしゃらないようなのですが、いらっしゃいませんか。永石先生、もしご意見がおありでしたら、いかがでしょうか。問題文は、申し訳ありません、付いていないんですが。恐縮です。そうしますと、労働法。いいですか。

(柴野) 獨協大学の柴野です。直接関係ないんですけども、実務家として、アンケート結果にもあったように、今回の倒産法の問題はエクスターンシップで倒産業務をやっているならば、要するに個人再生と破産の違いであるとか、役員の責任追及、管財人としてのものというのがすぐぴんと来るというところがあって。その内容が適切であったかどうかというのはまた検証が必要なんだろうけれども、こうした実務教育を受けた者が生の現場を見た上で解答しやすい問題内容というのは、私はよかったんじゃないかなというふうに思っております。

(山口) 倒産法は、結構問題が難しくなる傾向があると前回までのご意見で指摘されていたところなんですけど、今回はその傾向は歯止めがかかっているというふうな感じでしょうか。

(柴野) 問題としても易しいと、私自身は思っています。ただ、出てきた論点があまにも実務的過ぎたという部分で、おそらくクリニックやエクスターンシップでそういう実務の倒産実務を知らなかった学生にとっては、ちょっと網羅的に勉強していないと押さえ切れなかったところだったのかなとは思いますが。ただ、実務家としては当然押さえるべきところかなということで、内容としては易しくなったと思っております。

(山口) 前に、あるところでエクスターンを受ける先生が、うちは倒産事件ばかりでなかなか適切な事件がないというようなことをおっしゃっていた方がいるんですが、現在若手の弁護士は非常に倒産事件をたくさんやりますので、その意味では実務的に、実態に合っているということかもしれませんね。あと、どうでしょうか、ご意見は。

なければ、労働法でどなたかご意見はいらっしゃいますか。珍しく、労働法が誰もいらっしゃらないということで。では、あとは環境法で、島田先生はいかがでしょう。

(島田) 私も試験の直後にちょっと問題を見ただけなので、あんまり正確なコメントじゃないんですが、いずれもわりと基本的な問題で、内容的にも適切だったんじゃないかと思っています。第1問が環境アセスメントの問題で、法政策的な観点から問う1行問題で、第2問が簡単な事例の問題ということで、良かったんじゃないかと思っています。

ちょっとこれは余談ですけれども、試験委員が編著者になっている『環境法ケースブック』という本がありまして、有斐閣というところを出している薄い本なんです。この本の構成自体が環境法の問題の1つのテーマについて法政策的な観点から問題点と、訴訟法的な観点からの問題点ということできちんと立て分けて書かれている本がございまして、まさにこの試験対策としては、この本を読めば十分ですよと言わんばかりのメッセージが送られているような気がして、ちょっと気に掛かる場所があるんですが、ちょっと余談ですけれども、以上です。

(山口) 特定の文献が、バイブル的な傾向になってしまっているということなんでしょうか。

(島田) もともとそんなに論点が多い分野ではないと思うので、非常に代表的で誰でも勉強すれば必ず見る問題点が出ているという意味ではよかったんじゃないかと思っています。

(山口) 法科大学院教育との関連性という点ではいかがでしょう。

(島田) この本を使うかどうかを関係なくして、どの本にも必ず載っている分野のことが出ていますので、普通に環境法を網羅的にやって授業で扱っているのであれば必ず触れるところだと思っているので、その点ではまったく問題ないと思っています。

(山口) あと、お一方、太田先生も環境法をご担当かと思うんですが、いかがでしょうか。

(太田) 問題の出し方も昨年と違って、資料の特に付け方について工夫が見られたと。去年は私はいいと思わなかったんですけども、今回の1問目の資料の付け方は適切だったと思いますね。環境法は、先ほどおっしゃったように、珍しいんですけども政策というものが入っております。環境アセスというのは現代非常に関心のあるところで、問題の着眼点も非常によかったと思いますし、一方は紛争系ということで、それも今回は適切な問題だったんじゃないかなと。今年の問題は両方とも良問だったというふうに私は理解しています。

(山口) 資料の付け方というのをもうちょっと具体的に説明ください。

(太田) 去年は非常に改正法の一部だけを出して、学生にとっては非常に分かりづらかったと思うんですね。今回は、まさに論点となるところをきちんと出している。去年はあと、非常に問題が広いところを聞いておりましたけれど、今年はかなり絞った形で問題を出していて、これも3年次で環境法を勉強するその範囲内にじゅうぶん納まるような問題だったんじゃないかなというふうに理解しています。

(山口) ありがとうございます。はい、お願いします、大橋先生。

(大橋) 私は環境法はまったく分からないのですが、この問題を見て少し違和感を持ちました。それは、ほかの問題は試験場で資料を見て、その資料を分析して答えを出すというものが多いわけです。それに対して、環境法では、法科大学院でそれぞれ教えて研究して検討してきたことを、書き出すことが求められています。つまりその場で資料を見て解答するというのではなくて、法科大学院の授業の中で分析なり検討なりしていたことを前提にして、その内容を答えろという問題のように見えます。こうした私の印象は間違っており、ほかと同じように試験場でこの資料を見て、法律を見て、問題点を取り上げて検討できるような問題なのか。このあたりのことを教えていただければと思います。

(太田) まず、去年の問題は、判例を非常に暗記してそれを答案で書くというような、そういうような傾向。それではなくて、今回、確かにそういう授業で習ったことを書くという、その現場でいうところは、全部ではないんですけど。ただし、その付けられている資料を見ることによって、かなりのヒントがあるというふうに理解できます。それを読めばかなり書けるだろうと思いますね。

もちろん、その内容によりますけど、先ほどおっしゃったように、授業では当然その部分は触れるところでして、その資料を分析するかどうかは別として、試験のときにその資料を見ることによって何らかの答えが引き出せるというふうに私は思っておる

んです。そういうことで、環境法ではそれは常識の範囲であると、範囲というかテーマが含まれていると、非常に大きい大事な問題だということでもいい問題だと私は思っています。

(山口) あとはいかがでしょうか。環境法でなくても結構ですが、ほかの科目で。経済法の寺下先生はおいでですか。

(寺下) 経済法は、15 ページに受験生のアンケートを載せていただいています。去年もアンケートを取っていただいている、その時は経済法は厳しい意見が1つだけで、あとはみんなよかったですという意見が多かったんですけども、今年に関しては、ざっと拝見したところ厳しい意見の方が多いのかなという感じになっています。単純にざっと見て一番多いのが、量が多いとか問題の数が多いと、時間が足りないというような意見がたくさん出ております。

客観的、物理的に見ましても、PDFのファイルでA4サイズで、去年は実質問題文が2ページとちょっとだったんですけども、今年は約4枚ということで問題文の量も増えていますし、読む時間もかかればおそらく解答する量も多いだろうということで、去年の問題を標準出発点にするとういう感想が出てくるのかなというふうに思っています。去年のことがどうしても第1回でスタートになっていますので、それに慣れてしまっているということもありますので、去年のような分量でやる方がいいのかなというふうに個人的には思います。

審査委員に対するヒアリングの概要というのが法務省の方であって、選択科目に関しては今年の1月末に公開されていると思うんですけども、経済法に関しては、受験生の経済法に関する理解の程度は、受験生のレベルに実際上は2つのグループ、上位グループと下位グループが存在するんですよというようなことで、審査委員はヒアリングに答えています。それがちょっとひょっとしたら何か影響があって、去年のような分量でもよかったのに何か差を付けたかったのかな、そういうようなこともあって分量を変えたのかなという感じもしています。これは個人的な意見です。

それから出題内容の方ですけども、一見すると受験生の感想で、2つ目で内容がアカデミックだと思うという人と、次の3番目の人が実務を意識した出題が見受けられるということで、一見して反するような感想が出ています。形式を見ると、これは去年もそうですし今年も2問ともそうですけれども、ちゃんとした事例の形で出題がなされています。そういうことなので、ちょっとアカデミックというところは若干どういふところをとらえて言っているのかなという感じもしますけれども、形式がそういう事例を使った問題、実務的な問題を聞いているようにも見られるけれども、ちょっと出題内容、答えるべき内容については理論的に感じられる問題が、第1問の方はそういう内容とも見受けられるので、2番目の答えはそういう答えだったのかもしれないということで、

これは個人個人のとらえ方によりけりなのということだと思います。

量についてはこういうふうには不満の声が多いんですけども、内容については基本的過ぎるとか、どこかに簡単過ぎるというのもありますけれども、内容が難しいという声はここには出ていませんし、私が問題を見た感じでも2問ともそれほど難しい内容ではないのかなということ、今年の問題に関しては2問トータルでやっぱり量のところが問題になるのではないかなというふうに思っています。以上です。

(山口) ほかに経済法の先生はいらっしゃいますでしょうか。何かご意見があれば、あるいは、ほかの科目の方でどなたか。はい、永石先生、お願いします。

(永石) 先ほどせっかくご指名いただきながら、問題を見ていなかったものですから失礼いたしました。この倒産法の問題を作成されたのは、今年もまた山本先生と松下先生ですかね、これはいい問題だと思います。本当にいい問題です。ただし、この1番目の問題に関しましては、教科書を読んでいただければいい分かる、授業をきちんと聞いておけば分かるという問題です。したがって、私がかつても出題者であれば、この原債権が財団債権ないし優先破産債権の場合の求償権債権はどうなるかと、今、トピックの問題がありますので、そういうものをちょっと入れて受験者に少しは考えさせるというふうなことがあれば、より良い問題になったのではないかと感じもいたします。ロースクールで、今年の司法試験の問題解説をなさる先生は、その辺まで射程を延ばして講義されたらなおよろしいのではないかと思います。

第2問につきましては、先日ある倒産法の学者の先生と話しましたところ、その先生が民事再生の本を書かれるということで、やはり一番苦勞したのは小規模個人再生とか、個人再生のところなのだそうです。学者の先生も条文を読むのが大変であったというふうなことをおっしゃっていたぐらいのジャンルですから、一見しますとこれは非常に細かい問題かなという感じもいたしますけれども、ここで問うてある問題は非常に基本的な問題で、これは、十分評価し得る問題ではなからうかと考えます。そういう観点からいたしますと、今年の倒産法に関するこの問題は非常によくできているというのが私の意見でございます。

(山口) ありがとうございます。ほかの科目の方でもういらっしゃいませんか。それでは、続きまして全般的な問題に入りたいと思います。去年もこの意見交換会で、試験会場の環境が悪いのではないかと多いに議論が出て、その点がもしかしたら影響を与えているのかなと思う点もあるんですが、今年環境についてはどうでしょうか。先ほどもアンケートの紹介ではありますけど、皆様の教え子の皆さんの中から意見とか感想とかが出ていたら教えていただければと思うんですが、どうでしょうか。特にまだ意見としては挙がってきていないんでしょうか。

さっきのアンケートを見る限り、試験官がものすごく高圧的だとかというような話は少し緩和されたのかなという印象もありますけれども。ただ、会場自体は変わっていないんですよ、おそらく。会場の数が増えたんですって？

(山崎) 会場が増えて、東京だと五反田の TOC ともう 1 カ所池袋ですかね、2 カ所に増えたということで、そこで多少会場ごとの設営が異なっていたというふうには聞いております。その辺で、先生方、受け持たれた学生の方々から何かご意見を聞いていれば、お聞かせいただければと思いますが。

(山口) お願いします。

(鎌川) 神奈川大学の学生で池袋で受験したという学生がいました。昨年いろいろと悪評を聞いていたので、覚悟して行ったけれども、会場の問題はまったく何もなかったということを知っています。

(山口) 後藤先生、お願いします。

(後藤) 昨年受けて今年また受けた学生の中には、東京で受けるとやっぱり環境が悪いということで、わざわざ違う東北とか、そういうところまでお金を使って行っているような学生もいるというふうには聞いています。ですから、そういう意味ではやはり東京でどうしても人数が多いので、やっぱりその TOC の会場が適切かどうかというのは、やっぱり適切じゃないという意見がそこで受けた学生、今年受けた学生からも来ているという事情があって、2 年目からはたぶんどこか、お金があれば違うところに行くという選択もし始めているというような状況があるかと思います。

(山口) やっぱり地方は快適なんではないでしょうか。東京だけの問題ということなんではないか。

(後藤) 地方で受けた結果は聞いていないんですけども、とにかく TOC は嫌だということで地方に行ったというふうには聞いておりました。

(山口) ほかに何か指摘すべき点とかありましたら。宮城先生、お願いします。

(宮城) 地方での受験という話が出たので。沖縄の場合は福岡の会場が一番近いので福岡の会場で受けた修了生の何人から話を聞いたんですが、おおむね不満はない。会場で食事もできるようになって、居場所にも困らなかったし非常に良かった。ただ、1つ

印象に残っているのは、複数の人が言っていたんですけど、つながっている1つの机に2人で座らされて、隣の人の影響をかなり受けて本当に机が揺れるし、気になってそこでちょっと集中できなかったという学生が複数いました。逆に隣が休んでくれて、とってもやりやすかったという学生もいたりして、その辺がちょっと印象に残っています。

(山口) 分かりました。環境的な問題はこのぐらいで、その他全般的な問題で何でも結構なんですけど、どうでしょうか。今日は、千種先生にもおいでいただいていますので、もし何かご教示いただければと思うんですが。

(千種) 私の担当の科目は今日は関係がないものですから、なるだけ静かにしておりましたのですが、全体として試験の問題を見ておりますと、問題をこしらえた方々が大変苦労していい問題を作ってくださっているなと思います。私、司法試験を受ける立場から考えますと、さっきこちらでもお話が出ましたけれども、これをさらさらっとこなすには相当な試験技術とでも申しますか、何か訓練をしないと難しいんじゃないか、他方、じっくり考えて答えを出すというような試験という立場から見ると、少し過重というか、量が多いというか、時間が足りないというか、そういう印象を持ちました。

私が今、こちらで聞きながら考えていたことは、この試験の問題ということもさることながら、今までは司法試験を受けて研修所に入って2回試験で実務的な試験を受けて実務家になるという仕組みだったのが、かなりの部分が法科大学院に下りてきて、そうすると司法試験というものが研修所でやっている実務の試験の半分ぐらい、あるいは半分以上がこの司法試験の方へ流れ込んできたというか、そのところのバランスが本当にうまくいっているんだろうかというのが、一番私の今の関心事でございます。それは、2回試験というものがまだ残っていると思うのですが、どういう試験をなさるのかということとの関連もあるわけございまして、そういうところから言うと、これから少しいろいろと数年かけて研究をして、それが定着していくという時間が必要かなと、そういう感想を持っております。

(山口) ありがとうございます。議論が尽きないんですが、もう時間が来てしまっておりますので、ひとまず今日の意見交換会はこれで終了ということにさせていただきます。最後に、川合善明委員長代行からごあいさつ申し上げます。

(川合) 東京弁護士会法曹養成センターの本年度委員長代行を務めております、川合と申します。本日は第2回の新司法試験の意見交換会を開催しましたところ、たくさんの先生方にお集まりいただきまして、活発にいろいろなご意見をちょうだいして本当にありがとうございました。本年度の新司法試験の評価につきましては、アンケート結果あるいは先生方のご意見を伺っておりますけれども、昨年の試験に対する評価よりはよい評

価が増えたのではないかというような、そういう印象を持っております。もちろん、問題文が長大で論点が多過ぎる、一定の時間の中でやるには大変であるというそういうご意見であるとか、あるいは択一試験につきましても数が多い、あるいは択一のための特別な勉強をしなければならないじゃないかという、そういう批判的なご意見もかなりあったかと思えます。

いずれにしましても、まだ新司法試験は2回目でございます、これから、3回、4回と回を重ねていく中で、ある程度、法科大学院の教育内容との整合性をもちながら落ちていくのではないかというふうに考えています。今日の議論に至りました成果及びアンケートの結果につきましては、法務省乃至日弁連等に提出いたしまして、次年度以降の問題作成の参考、礎にさせていただきたいと考えています。また、この意見交換会ですが、まだまだ試験が2回目で方向性が必ずしも定まっていないということもございまして、できれば次年度以降も続けていきたいと考えておりますので、また、先生方のご協力をお願いしたいと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。

(山口) それでは、本日の意見交換会を終了させていただきます。

(終了)